

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職員の職務	148	12.9	職員	148	718	62.9	職員
				計	148			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	129	11.3	職員	129	718	62.9	職員
				計	129			
3級	係長、主査又は副主査の職務	288	25.2	副主査	214	718	62.9	職員
				主査	68			
				係長	6			
				計	288			
4級	主幹又は困難な業務を分掌する係長若しくは主査の職務	457	40.1	主査	154	304	26.7	係長級
				主事	5			
				主幹	23			
				係長	251			
				第一係長	7			
				第二係長	7			
				副分署長	5			
				分署長	5			
計	457							
5級	課長、参与又は副課長の職務	50	4.4	副課長	9	9	0.8	副課長級
				課長	33	69	6.0	課長級
				参事	2			
				室長	1			
				所長	1			
				副室長	1			
				消防副署長	2			
				事務長	1			
				計	50			
6級	副部長、市民センター長又は困難な業務を所掌する課長の職務	57	5.0	課長	23			
				館長	1			
				事務局長	3			
				副局長	1			
				副部長	15			
				教育副部長	2			
				消防署長	1			
				副消防長	1			
				会計管理者	1			
				局長	1			
				市民センター長	8			
計	57							
7級	部長の職務	12	1.1	部長	9	12	1.1	部長級
				教育部長	1			
				局長	1			
				消防長	1			
計	12							
合計		1,141	100.0					

※育児休業代替任期付職員を含んでいます。

※再任用職員(43名)を含んでいます。

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	電話交換手、自動車運転手、整備員、用務員、事務補助員、学校事務員、環境整備員、業務員、介護職員、介助員、調理師、調理員、応接員、炊事員又は公園管理員の職務	0	0.0		0	75	100.0	職員
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員	0	0.0		0	75	100.0	職員
				計	0			
3級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	24	32.0	副主任	4	75	100.0	職員
				主任	20			
				計	24			
4級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	51	68.0	主任	51	75	100.0	職員
				計	51			
5級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0	75	100.0	職員
				計	0			
合計		75	100.0					

※再任用職員(13名)を含んでいます。

医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	2	25.0	所長(課長級)	2	8	100.0	
				計	2			
2級	高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	3	37.5	医師	1	8	100.0	
				所長(課長級)	2			
				計	3			
3級	1 副院長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする医師の職務	2	25.0	所長(課長級)	1	8	100.0	
				副院長	1			
				計	2			
4級	1 病院長の職務 2 困難な業務を分掌する副院長の職務	1	12.5	病院長	1	8	100.0	
				計	1			
合計		8	100.0					

※所長(課長級)は、離島診療所の所長を指しています。

医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	0	0.0		0	7	87.5	職員
				計	0			
2級	高度の知識又は経験が必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	12.5	職員	1	7	87.5	職員
				計	1			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	5	62.5	職員	5	7	87.5	職員
				計	5			
4級	相当困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	12.5	職員	1	7	87.5	職員
				計	1			
5級	特に困難な業務を分掌する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び栄養士の職務	1	12.5	係長	1	1	12.5	係長級
				計	1			
合計		8	100.0					

医療職給料表(3)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	看護師、准看護師及び保健師の職務	0	0.0		0			
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	1	3.3	職員	1	24	80.0	職員
				計	1			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする看護師、准看護師及び保健師の職務	13	43.3	職員	13			
				計	13			
4級	1 看護師長、主任看護師、保健師長及び主任保健師の職務 2 困難な業務を分掌する看護師、准看護師及び保健師の職務	15	50.0	職員	10	5	16.7	係長級
				係長	5			
				計	15			
5級	困難な業務を分掌する看護師長及び保健師長の職務	1	3.3	副医局長	1	1	3.3	副課長級
				計	1			
合計		30	100.0					

※再任用職員(5名)を含んでいます。

企業職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職員の職務	12	20.7	職員	12	37	63.8	職員
				計	12			
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	6	10.3	職員	6			
				計	6			
3級	係長、主査又は副主査の職務	14	24.1	副主査	7			
				主査	7			
				計	14			
4級	主幹、困難な業務を分掌する係長又は主査の職務	19	32.8	主査	5	14	24.1	係長級
				係長	13			
				主幹	1			
				計	19			
5級	課長若しくは参事又は副課長の職務	3	5.2	副課長	1	1	1.7	副課長級
				課長	2	3	5.2	課長級
				計	3			
6級	次長又は困難な業務を所掌する課長若しくは参事の職務	3	5.2	課長	1	2	3.5	副部長級
				次長	2			
				計	3			
7級	局長の職務	1	1.7	局長	1	1	1.7	部長級
				計	1			
合計		58	100.0					

※再任用職員(1名)を含んでいます。

企業職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	浄水管理員、水道業務員又は事務補助員の職務	0	0.0		0	2	100.0	職員
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を有する技能労務職員の職務	0	0.0		0			
				計	0			
3級	高度の技能若しくは経験を有する主任の職務又は副主任の職務	2	100.0	主任	2			
				計	2			
4級	高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
5級	特に高度の技能又は経験を有し、自ら技能労務職員として業務を行いながら、他の技能労務職員を指揮又は指導する立場にある困難な主任の職務	0	0.0		0			
				計	0			
合計		2	100.0					

※再任用職員(2名)を含んでいます。

ポートレース企業局給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職員の職務	0	0.0		0	13	54.1	職員
				計	0			
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職員の職務	2	8.3	職員	2			
				計	2			
3級	係長、主査又は副主査の職務	7	29.2	副主査	4			
				主査	2			
				係長	1			
				計	7			
4級	主幹、困難な業務を分掌する係長又は主査の職務又はこれらに相当する職務	11	45.8	主査	5			
				係長	5			
				主幹	1			
				計	11			
5級	課長若しくは参事又は副課長の職務	2	8.3	課長	2			
				計	2			
6級	次長又は困難な業務を所掌する課長若しくは参事の職務	2	8.3	参事	1	1	4.2	副部長級
				次長	1			
				計	2			
合計		24	100.0					

※再任用職員(1名)を含んでいます。

特定任期付職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項職員）

号給	号級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0	1	100.0	課長級
				計	0			
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	100.0	防災対策監	1			
				計	1			
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0			
				計	0			
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0			
				計	0			
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
				計	0			
6号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
				計	0			
7号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
				計	0			
合計		1	100.0					